

「特別支援教育就学奨励費」のお知らせ

鴻巣市では、市立の小・中学校の特別支援教育にかかる保護者の経済的負担を軽減するために、給食費や学用品費等の一部を支給する「特別支援教育就学奨励費」制度を実施しています。

■対象者について

- ①市立小・中学校の特別支援学級に通うお子さんの保護者
- ②市立小・中学校の通常の学級に通うお子さんで、学校教育法施行令第22条の3に規定する障がいの程度^{※1}に該当するお子さんの保護者

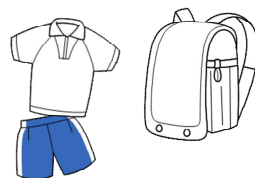
※1 詳細については教育委員会学務課にお問い合わせください。

■申請について

- ・制度の詳しい案内および申請方法については、入学後に学校を通してお配りします。
- ・支給には審査があります。世帯の所得や障がいの程度によっては、身体障がい者手帳等をお持ちでも支給対象とならないことがあります。

ランドセルや標準服(制服)の領収書を大切に保管してください

学用品費等の支給にあたっては、領収書やレシートの確認が必要です。
原則として入学の前年度の1月以降の領収書等が対象です。



支給対象となる主な学用品や通学用品は次のとおりです。

標準服(制服)、体操服、ランドセル、通学用カバン、上履き、雨傘、通学用靴、副読本、辞典、文具類(ノート、筆記用具等)、書道セット・絵の具セット等の教具類など

※学習机、電動鉛筆削り器など、主に家庭で使用するものは対象外です。

※「特別支援教育就学奨励費」とは別に、経済的にお困りの方へ給食費や学用品費などを援助する「就学援助」があります。「就学援助」の方がより手厚い支援内容となっているため、「就学援助」に認定された場合、「特別支援教育就学奨励費」の認定よりも優先されます。
※「就学援助」に認定された方へ支給される「新入学児童生徒学用品費」には領収書は不要です。

《お問い合わせ先》

鴻巣市教育委員会学務課 学事担当

電話 048-544-1213(直通)